環　境　省
（福島地方環境事務所）

交流採用（ 民間企業 → 国 ）

①　交流採用したいと考えているクラス（年齢）、人数等

課長補佐・係長級　（２５～５０歳）　若干名

（採用時期については、ご相談に応じます。）

②　交流採用が考えられる職務

平成２３年3月１１日に発生した東日本大震災により、地震、津波及び原子力発電施設の事故が複合的に発生し、各地に深刻な被害をもたらしました。

環境省では、福島原子力発電所の事故により発生した放射性物質による環境汚染に対処するため、平成２４年１月に福島環境再生事務所（福島地方環境事務所の前身）を開設してから１３年が経とうとしており、その間、除染特別地域内における国直轄の面的除染の完了、中間貯蔵施設・特定廃棄物処分施設の稼働開始等、環境再生の取組を着実に前進させてきたところです。

一方、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域等における除染・建物解体事業や、各仮置場の原状回復・返地、対策地域内廃棄物の処理、特定廃棄物の最終処分、中間貯蔵施設への輸送、施設の整備・運営管理、除去土壌等の県外最終処分に向けた再生利用等の推進等、当事務所が引き続き取り組むべき事業は、今後も膨大かつ多岐にわたることが想定されます。

このような業務を行う部署において、発注に係る調査・設計・積算、監理・監督、又は計画の企画・調整等の職務に就いていただくことを考えています。

③　上記職務に就かせる場合の交流採用者に求める条件（業種名、専門性等）

土木・農業土木・建築工事に関する調査・設計・積算・工事監理・施工管理・安全管理、土地改良事業、廃棄物処理業務等に携わった経験を有する者が望ましいと考えております。

④　府省のＰＲ及び人事担当者からの一言

福島の復興再生のため当省が実施している施策を、培われた経験を活用して、積極的に業務を推進することができる方を採用したいと考えています。

〔担当者〕

氏　名：宮田　哲治

所　属：環境省福島地方環境事務所総務課

連絡先：０２４－５７３－７３５２